

# 都市化による地域住民組織の変容

—— 部落会・町内会・自治会の学説検討 ——

佐 藤 康 行

## 問題の所在

わが国では、いま地域社会に熱い眼差しが注がれている。ひとつは、自治会や地域協議会など地域住民組織が地域自治の担い手として期待されているからであり、もうひとつは地域包括ケアシステムが導入され、地域住民が地域福祉の担い手として期待されているからである。

現在、政治家の意見と市民の声が乖離し、民主主義の制度的劣化が見られる。選挙という唯一の政治的権利の行使だけでは民主主義を維持するためには不十分な状態にある。1999年から2010年にかけて実施された平成の大合併は地方自治を進めるために実施したはずであったが、実際には合併後、人びとは周辺の旧町村から市中心部に移動し、周辺部の衰退がいつそう進んでいる。現在、「補完性の原理」の観点から地方自治の改善が求められており、どのようにしたら地域自治を多元化できるのかが問われている。

またわが国は世界で高齢化がもっとも進み、厚生労働省は高齢社会に即した社会保障制度をどのように構築するのかという課題の解決を迫られている。2000年度からスタートした介護保険制度は財源不足の影響ですでに中身が後退し、2005年の介護保険法の改正で初めて地域包括ケアという考えが導入され、行政機関と介護の専門家、住民が相互に支え合う体制づくりが構想された。その後、2015年からは介護予防・日常生活支援総合事業が市町村の事業として実施されるに至り、地域住民相互の支え合いによる地域包括ケアシステムの構築が早急に求められている。しかし、都市化を通して自治会は包括的機能を縮小し、機能分化して新たな地域集団を生み出してきた。このように機能分化を

進めてきた自治会にとって、どのようにしたら住民どうして相互に支え合う仕組みを構築できるのか、試行錯誤は避けられないだろう。

これらの問いに対する解を探すために、自治会がどのような点で行政末端組織として機能してきたか、またどのような点で自治機能を果たしてきたかを検証する必要がある。そのためには、ムラや部落会が町内会や自治会に変わっていく歴史的過程を長期的に検討する視点が必要とされるのではないだろうか。とはいえ、その前にあらかじめ、都市化による部落会・町内会・自治会の変容についての学説を整理し、こんにちにおける自治会の変容研究の課題を検討する必要があるだろう。

## 1 村落共同体論から村落論へ

1950年代において、村落社会研究会では村落共同体の性格をめぐって熱い議論が展開された(村落社会研究会 1956)。議論の結果、村落共同体の定義について意見の一致をみることができなかった。経済史家の中村吉治は村落共同体が近世時にはすでに崩壊の過程を辿っていると考えたのに対して、歴史学や社会学の人は近世の村を村落共同体ととらえる人が多かった。近代以降、村落共同体は崩れたが、戦後も一部の性質は残存していると考えた。さらに歴史学や経済史学、社会学等の同じ学問分野のあいだでも個々人の意見がかならずしも一致しなかった(中野 1966; 田原 1971)。このように、学問の領域間で、また同じ学問領域においても基本的な見解が異なるため、議論がかみ合うことがなかった。その結果、村落共同体をめぐる議論はしだいに下火になった。中野卓は村落共同体論を振り返り、共同体という用語は使わないほうがよいと述べている(中野 1977: 66)。こうした事情から、筆者も共同体という概念を用いないほうがよいと考えている。

村落共同体の議論は実りある成果を生まなかったとはいえ、村落とは何かという基本的な理解を深めたことは有意義であった。村落共同体と「むら」ないしムラ、部落との相違、さらにその解体とは何をもってそういえるのか、再編という場合は何がどう再編されているのか、といった論点をめぐって重要な示

唆を与えたからである。今から振り返ると、村落共同体論の論争は、その後の村落研究の論点整理につながったと言ってよいだろう。とはいえ、明治以降も住民が近世村を枠組みにして共同する生産・生活組織を表す用語がムラ、「むら」、部落、「部落」等、統一されずに使用され続けた。本稿では、参照する著者が使用した用語をそのまま記載しているため統一をとっていないことをあらかじめ記しておく。

昭和40年代に至って、ムラはいつまでたっても解体しないどころか、生活していくうえでいっそう重要になり、研究者のあいだにおいても現場でもムラの再評価が現れた（高橋 1961；きだ 1967；内山・堀越・守田 1970；堀越 1979）。村落は、これまでのように個人の発展を阻害するものとして、つまり封建制の残滓として否定されるべきものという負の評価ではなく、むしろそれがあるからこそ外部の権力に対して団結して抵抗できるという正の評価に転換された。

昭和40（1965）年の村落社会研究会大会において、「むら」とは何かという論点をめぐって議論された経緯がある。中野卓がそのとき確認されたことを整理しているので、それを確認しておきたい（中野 1966）。まず、「むら」の変化や解体等の用語の定義を明確にすることが挙げられる。何をもって変化というのか、解体というのかを明確に決める必要がある。2つめに、歴史を踏まえて「むら」をとらえる必要があることである。つまり、「むら」の内外の条件は歴史に規定されて存在していることから、それを踏まえて「むら」を取り巻く条件を把握することが肝要である。その上で、どの条件がなくなったのか、さらに新たに生まれた条件は何か、といったことを詳細に検討していく必要がある。3つめに、「むら」を村落共同体という概念で理解した論者がいたが、それは共同体概念の混乱をもたらした。その結果、実証研究において共同体概念を使用しないほうがよい。本稿で取り上げている林稲苗や高橋明善、木下・山本・佐々木らは「部落共同体」や「共同体」という用語を当時使用しているが、筆者は使用しないほうがよいと考えている。4つめに、権力や資本といったムラの外からの働きかけに対してムラの内側から働くムラの自治的な力があると解することが必要である。この点は、たとえば斎藤仁の自治村落論を想起するとわかりやすい。

かくして共同体論争以後、農村社会学の中でも農村をムラの視点から研究することの重要性が定着した。川本彰は、ムラと部落の相違に注意を促し、行政上のまとまりとしての部落と生産上のまとまりとしてのムラを峻別し農村社会の変容研究を探求した(川本1970)。川本彰によれば、ムラは人びとが生産上結びついている枠組みであるということである。人びとが構成するムラは、土地や用水、山林の共同所有や共同使用によって規定されている。それに対して、部落は行政側が住民をとらえるさいの官製用語である。部落に居住している住民であっても、つまり部落会の構成員であっても、全員がムラ人であるとは限らない。

それに対して、余田博通は溝掛かり論を展開し村落の規定性を体系的に論じた(余田1961, 1983)。余田は明治以降の自然村を最も表しているのは「部落自治会」であると考えている(余田1961:93)。「部落自治会」は誰が成員なのかを決める外枠を成しており、さまざまな規約を全員に付与しているからである。部落会で話し合われたことは協議録に記載され、協議録の分析がムラを知る上で不可欠になる。こうしたムラや部落会の理解は、まさに取り上げる対象地によって相違している。また、川本と余田両者のあいだでもムラや部落・部落会の理解が異なるように、人によって相違している。ムラも部落会・区会・自治会の性質も時代に応じて変化する。これらの点を踏まえるならば、筆者はムラと部落会との機能の一致とずれを歴史的に長期的な変容過程のなかで検討することが重要ではないかと考えている。

現在、江戸時代の近世村のすべてが近代以降部落を成しているわけではないことが分かっている。明治の合併以降、近世村は区や大字、小字、組など、実際には全国的にさまざまなかたちをとっている(庄司2012:13-7)。したがって、地域ごとに江戸時代の近世村と近代以降の部落会の関連を吟味する必要がある。また、現在集落という用語がムラや部落と同義に用いられている傾向がある。集落は農業センサスで用いられている用語であるとすれば<sup>1</sup>、集落は行政的に区画された範囲を指している。この行政的に区画された範囲は全国的に統一されているわけではない。歴史的事情に即して行政区画が設定されていることから、やはり対象地ごとに集落を検討する必要がある。集落という用語も

またムラや部落と区別して用いるべきであろう。

いずれにしろ、ムラ・村落とは何かということをおろそかにして村落の解体・再編・変容等を議論することはできない。そこで、あらかじめ筆者の見解を述べておくことにする。近世村とは「村請制」の村である。明治以降、この近世村を規定している「村請制」という枠組みがはずれた。その結果、現れたムラ・村落はまずもって土地・山林・用水等農業生産をめぐって形成される社会関係を指すものであったと考えている。しかし近代化、具体的には都市化がしだいに進み、土地・山林・用水等を共同する人びとがずれるとともに、併せて生活共同をめぐる組織の成員に関して多くの人びとが相互にずれる状態になった。かつてのように生産関係が生活関係を規定するという理解も、地域ごとに相違することから一概に言えない。そのため、現在では、ひとつひとつの生活組織ごとに独立した共同性を考える必要性がある。とはいえ、後述するように、現在では生産組織や生活組織の機能の分化が著しいことから、生産組織と生活組織の区別だけでは村落を理解することはできない。機能主義の視点から生産組織と部落会・自治会、およびさまざまな生活組織の変化をとらえなおす必要がでている。

## 2 部落会の変容の研究

村落共同体論の議論を経て1960年代以降、村落ないし「むら」の変容の研究が現れてきた。たとえば、ここで取り上げる林稲苗ら（1967）の研究は、岐阜県可児町の農村を事例にして「むら」の解体と再編を取り扱っている。

明治の合併以降、町村と部落という二重構造を構成している。そして村落の社会構造は、「物的基礎を成す耕地・林野」とそれと有機的に営まれる経済的基礎構造（生産構造）と、それに規定された家と家の社会関係、支配関係を含む社会関係の全体的構造と解している（林編 1967：114）。行政村と部落（自然村）の二重構造および経済が下部構造を成し、経済以外が上部構造を成すと考えられている。この村落理解は、当時広く共有されていた考えである。

ある程度共同体の解体が進むと「農耕地の経営についての規制と、用水・山

林・原野などの共同所有ならびにそれに基く共同労働を、共同体的と土地所有ということの具体的内容として把握でき、「その共同体の解体は漸進的に、水とか山とか共同労働とかいう各々の共同の契機ごとに進んでいく」（同：102）。

明治の市制町村制以降、事例部落では近世村は組を構成して残存した。組は構成員資格を明確にし、道路や神社の修理、橋の修理や夜警などの義務が課された。義務人足があり、それに参加しないときは出不足金（「償金」と呼んでいる）を出さなければならなかった（同：117-8）。賦役と並んで部落住民に課された義務は、部落費（組費、字割金と呼ばれている）である。この部落費が見立割から平等割にしだいに変わった。

部落会は「部落自治の重要な機関である」ことから、その変質過程をみている。部落会の構成員のなかで非農家が増加し、農事改良組合を部落会の仕事から分離した。その結果、非農家を含む部落会と農家だけの農事改良組合との2つに分かれた。しかし、農事改良組合の組合長も部落会長が兼任しているため、分離したことにとまなう問題が生じることはなかった。部落会、農事改良組合のほかに、養蚕組合、畜産組合、婦人会、青年団、PTA、農協などの機能集団が組織されている。かくして「部落の共同体的性格が失われるにつれて、部落のなかに包含されていた諸機能がそれぞれ独立分化し、部落をこえた機能集団に結集してゆくであろうことは認めなければならない」（同：128）。

支配構造は、戦前のように土地所有を基軸としたものではなくなっている。地主に代わって、経営上層農家が支配秩序を維持している。こうした支配は戦後も残存した「村落共同体的なもの」の残存が補助金政策や指導農政と結びついて成立していた（同：193）。この「村落共同体的なもの」というのが何を意味するのか曖昧である。

戦前から続く「むら」の解体を村落共同体の解体と述べており、それを共同体的土地所有と山と水の共同占取、それに規定された経済外的強制の解体と理解して仮設がたてられている。事例でも山の共同体的所有がはやく解体し、また愛知用水が開鑿され用排水が分離し、自由引水が認められて水利の共同体的秩序が解体している。しかし、それがただちに部落の統一性を解体したわけではない。事例部落は、多面的な生活関連をとおして固有の自治組織を依然とし

て維持している（同：328）。部落は「おきて」を制定して人びとを律している。とはいえ、多くの機能集団ができ、農民の社会関係が新しく形成され、意識と行動を規制する部落の統一性が崩れ、「部落の形骸化、空洞化が進行」した。「むら」の再組織化は「家」や「むら」から解放された独立した個人や家族が主体となっている（同：331）。

林らの研究は行政村と部落の二重構造を踏まえ、土地総有論に基づく村落構造論を展開している点で、当時の典型的な村落論と言える。また、農家だけの農事実行組合と非農家を含む部落会とを区別して議論している点は評価できる。くわえて、林らは部落や部落内組織の歴史的変化を機能分化の観点から議論しているため、「むら」の歴史的変化をある程度統一的に説明することに成功している。

次に、高橋明善の部落・部落会の研究を概観する（高橋 1961, 1974, 1995）。これまでの部落会研究の中で、高橋はもっとも長期間にわたって部落の変化を研究した点で注目される。新潟県糸魚川市の山村の部落を4つの類型に分けて取り上げ、昭和30（1955）年から昭和46（1971）年にかけて類型ごとにかなる変容を遂げているのかを明らかにした。山村の過疎地帯と都市に近い都市化地帯、その中間に「山村から平坦部にかけて、過疎化と都市化のふたつの力に牽引されつつ」多数の部落がある。全体的に、挙家離村が進み、若者層が流出し、部落の役職活動の困難さ、個別利害の表面化等により、部落が統一した運営が困難になり、その結果として部落結合の動揺が見られる。「山村の部落結合は、……自然条件のきびしさからしても、共同活動を通しての生産生活環境の整備の必要性が強く、相対的に部落の秩序は固い。部落行政の機能分化はあるにしても、農業者集落としての一体性は保持しており、無償、低額労働の賦課もなおより容易であり、ミニマムの生産生活環境の維持のために部落が果たす役割は大きい」（高橋 1974：229）。

高橋の部落会研究のなかで最も参考になるのは、部落会の予算分析である。昭和30（1955）年と昭和46（1971）年のあいだの変化について、以下のようにまとめられている（同：235-6）。第1に、「公行政の水準の上昇と部落行政の責任や区費の相対的軽減」である。行政が学校教育・医療保健・消防の経費や道

路建設等を支出するように変わり、土木・用水等が部落の仕事からはずれたためである。第2に、「土木関係への要望は依然として最も強いが、全体として減少してきており、区費中の土木費の比率も低まっている」。これは、農家組合が区から分離したことによる。第3に、農業土木等生産関係の経費、要望事項の減少と対照的に生活関係の問題と経費が増加している。これは、過疎化・都市化によって新しい生活上の問題が発生したためである。第4に、人件費の増大が挙げられる。役職の重立的性格がなくなり、役職の無償奉仕が困難になっているためである。

次の事柄が部落の中で顕著な変化として具体的に指摘されている（同：239）。区費が区長らの立て替え制から低額徴収制に、役員の短期交代制および専門分担制に、人足賃の高額化、用水の管理が部落の一括管理から用水組合や土地改良区といった機能別管理に変化している。このように、高橋は部落会の財政の用途を長期にわたり分析し、部落会の仕事から農家組合、用水組合、寺社関係等が分離し、機能分化していることを明らかにしている。また、公行政と部落との二重行政が依然として根強く存続していることも強調している（同：246）。

以下、変化の結論だけを記すと、それまで分かれていた区と農家組合とが「総合的村運営のために再統合された」（高橋ほか1994：53）。部落から独立して農家組合は維持できないくらい農家が少ないこと、また両方の支出を区別できないものも少なくないからである。両者が明確に区別できないからである。「流出者も部落に何らかの資産を持つと掛持区費を支払うが最近では払わぬものもみられるようになった。93年で支払者は24人である。正式流出者は共有林の権利は放棄する規定になっている」（同）。「共有林の財政は鍵割と称し、区費を恒常的に負担していたが、79年区費から切り離し、権利者のみのものとし、5つの用水組合を統合して部落から独立させてこれにも鍵割援助をなくし、役員は無給から手当支給に変わったことなどは共同体的一体性が計算合理性に転化したことを示すだろう」（同：53-4）。

山間の部落は維持が困難になっている。その理由は、人口減少・挙家離村・高齢化にともない1戸あたりの区費や農家の負担金がきわめて荷重になっており、まさに村仕事も困難になり、「むら」の解体という危機的状況にある。なか

には、全戸が流出して消滅した部落もある（同：55）。複数の部落がまとまって1つの総代会を形成している。総代会も独自の予算と組織を有しており、部落、総代会、市という3重の構造を成している（同：57）。

それに対して、平地の都市近郊部落は、山間地からの移住者によって人口が増加していた。区と農区とは分離されているが、末端では班長が区と農区の仕事を兼務していた（同：60-1）。「新規流入者も共有財産への権利を平等に与えられ、部落の行事参加、参加や区費、人足、公民館、神社などの負担にも抵抗は少ない。この文化的融和对立の少なさは地方都市糸魚川の特質である」（同：64）。開発地帯の部落は都市化が進み、1964年の第1回調査の時「旧くからの部落結合は戦後急速に解体する傾向」にあると論じていたが、むしろ災害と都市化による変化を受けて部落の必要性が強まり、再編成された。区は惣代会と呼ばれ、下部には5つの小自治会がある。また、混住化が進んだ都市型町内会では、農村と異なり、分担が明確である委員会が数多くある。また、数多くの地域集団に助成金を出すことで、住民組織化が図られている（同：66）。ここには、区とは別に5つの農家組合と用水組合（区が補助金を出している）がある。

高橋の研究の特徴は部落区長に対して質問紙調査を実施し、農村を山間部から都市近郊まで類型に分け、それぞれの類型ごとに変化の特性を比較して理解したところにある。1992年に実施された3回目の調査で得られた知見は以下のように整理されている。1つは、部落と行政の二重構造は定着してきている。2つめは、中山間地域では部落の解体傾向が強く、部落が二重構造を支えられなくなっている。3つめは、都市近郊農村では部落は二重構造の下、建設された公民館を中心に「生活拡充集団としてより強固に再組織化されてきている」（同：67）。4つめは、伝統的な旧慣はいずれの地域でも崩れる傾向にあった。「そして、中山間地域は救い難く衰退と解体への道を歩んでいるように認識される」（同：68）。ともあれ、中核的存在である部落（筆者は部落会／町内会と言ったほうが正確であると思う）を除いて住民主体の地域づくりを考えることはできないと、部落の自治的側面を評価している。

長期にわたる調査はほとんど例がなく、とても貴重な研究であると言える。

村落と村落共同体を同一にとらえている点で問題があるとはいえ、他方で機能分化の観点から部落の変化を統一的に説明されていることはすぐれて評価される。

高橋は現在、自治会は行政末端組織と住民自治との二重構造からなり、両者の力は拮抗しせめぎあっていると理解した上で、その二重構造は解消しなければならないとして、行政の公と住民どうしの共の協働による公共性の重要性を主張している(高橋2014)。かくして、地方行政の二重構造が自治的公共性の複層構造とでも呼ぶべきものに変化していかなければならないことを強調している。

次に、前節で取り上げた川本彰のムラ論を改めて取り上げて概観することにしたい。川本は、ムラは土地の総有に基づいていること、そしてその総有の観念に基づいてムラの領域という観念があることを比較的早くから述べていた。川本のムラ総有論は、村落共同体論争の中から汲み取られたものであり、その後ムラ理解の基礎を成すことになった(川本1970)。川本彰によれば、「ムラ最大の機能は土地保全である。ムラの行なう土地保全をムラ仕事という。ムラ仕事によって、ムラ全体の農業と生活のための基盤整備がおこなわれ、その上に初めて個別農家の経営と生活が可能であった」(川本1986:126)。

ここでは川本が富山市広田地区上富居ムラを事例にして万雑(マンゾウ)の側面からムラの変容を検討し、ムラと町内会とがずれていくようすを明らかにした研究を取り上げる(川本1970)。まず、部落とムラとは異なることを強調する。ムラは村人にとって生活組織・自治組織であるのに対して、部落というのは村人の生活組織であるムラを行政が官製用語として表したものである。別言すれば、部落とは行政側が当該地に居住する者全員を包摂するものとして表す官製用語である。

ムラ万雑とは用水と土地に関する費用であり、その財政を握るのは総代である。農家生産組合費は土地の上に生えている作物に関する費用、つまり除草・病中害防除の費用であり、その財政は農家生産組合長が握っている。それに対して、町内会費は農業生産以外の生活に関する調整費用であり、その財政は町内会長が握っている。

ムラ万雑は反別割1本である。農地改革前は所有反別割、改革後は耕作反別割、宅地は宅地反別割である。農家生産組合費は耕作反別割、町内会費は改革前からずっと戸数割1本である。この戸数割は1戸前と半戸前に分かれており、戸主が数年で42歳以上が1戸前、それ以下が半戸前と分け、さらに年齢に応じて3分、5分(半戸前)、6分と区別されている。これらはムラによって相違している。

あるムラでは、万雑議員が万雑の金額を決定し、走り役が集金してきた。家懸りという平均割と地主にかかる賃貸価格割の2種類があった。その後、万雑議員が廃止され、耕作反別割が追加された。さらに、ムラは町内会と生産組合に分裂し、生産組合は生産関係すべてを扱った。町内会は家懸りを引き継ぎ、万雑は生産組合土木部の扱いになり、万雑の割り方は耕作反別と賃貸価格割の2本立てになった。こうした組織の変化は、ムラによって相違があり、ムラが町内会と同じになったところとずれたところとがある。都市化によって非農家が増えて生活排水を用水に流すようになり、農家だけが負担して用水を維持管理してきたことが維持できなくなった。その結果、ムラ万雑を農家だけではなく全世帯から徴収することになった。

川本のムラ万雑の研究からわかることは、歴史的に、町内会がムラ万雑をそのまま引き継ぐ場合と別の組織になった場合とがあることである。いずれにしろ、「かかる地域においてもムラは厳然として存在し、その自己主張の基礎には排水の問題があった」(同:91)。農家の個別経営はムラによる用排水管理によってはじめて維持されているのである。

川本が、万雑を用排水の問題ととらえ、ムラと町内会とを区別し、両者のずれが生じていることを明らかにした点はいへん評価できる。歴史的にムラと町内会のずれを問題にした貴重な研究であると言える。

木下謙治・山本陽三・佐々木衛は混住化・都市化によって、かつて農村であった集落がどの程度都市化されたのか、そして自治機能を維持し続けている理由を探求する調査を1972年におこなっている。まず、人口の増加・農家率・地の者率・通勤者率・集落数の組み合わせを指標にして集落類型として「激増型」「拮抗型」「兼業安定型」「農業安定型」「市街地安定型」「その他」に分けてい

る。その上で、「道ぶしんの有無」「祭りへの参加の割合」「区長の選挙方法」（完全な選挙か、話し合いと形式的な選挙、選挙委員を出して推薦・輪番制）、「区費徴収方法」（均等割、均等割+固定資産、均等割+評価の等級割、評価の等級割、均等割+固定資産 評価の等級割）、「総会の回数」、「農協の自立型・下請型」を都市化の指標として集落類型の相違を論じている（木下ら 1978：16-9）。

自治的な伝統を重んじる集落は、「選挙委員を出して推せん」というかたちを採用している。集落の自治組織のタイプを、「自治の代表者の区長」が生産組合長を兼務しているか、あるいは分離し分けているかどうかで、前者を「農村型」とし、後者を「生産分離型」としている。前者は、区長が水利組合長・生産組合長を兼務しているのに対して、後者ではそれらは分離して担われ、区長は公民館長を兼務していることが多い。区会が行政末端組織だけの仕事をしている場合を「生産分離型」の中で「亜都市型」とし、「集落自治からかけ離れた形式」とした。

集落類型ごとに事例で詳しく自治組織をみている。「農業安定型」の集落は、戦前自小作農が多く、共同風呂を所有していた。昭和27(1952)年に、部落共同で1つの野菜を導入して栽培し始めた。このことが「農のエートスのごときもの」を形成し、自治的機能を遂行させるに至ったとみている。自治組織は、「生産分離型」に属している。区長は、推薦委員の協議に基づき総会に諮られたうえで決定されている。区長は役場の連絡員ではなく、「自治の長」という認識がある。区費の徴収は、均等割りと等級割りの2本立て、前区長らのおもだちが全戸の等級割りをしている。昭和50年までは6等級、51年以後は3等級に分けている。集落全体の共有林2.5haはすでに売却したためなくなり、11人持ちが1.2ha所有しているにすぎない。共有財産は貯金のほか集会所、ポンプ、機械小屋で、共同作業は道普請があり、参加しない場合は賦課金3,000円を支払うことになっている（同：24-5）。

「兼業安定型」の集落では、明治以降アメリカに長期出稼ぎをする人が多く、その出稼ぎからの送金で自作化が進み小規模な自作が多くなった。昭和52年にはすでに通勤者率は100%と、ほとんどが兼業農家と非農家である。地の者率は90%であり、他所者はまだ宅地を所有してはいない。部落としては混住化を

防ぐ主体的な対応をしていない。集落を覆い尽くすほどの親族のネットワークがある。それが、相互規制の役割を果たし、気ままに土地を売れなくしており、「自分の農地が部落総有下の私有という観念」をもたらしている（同：25-8）。事例集落の自治組織は「生産分離型」に属している。上部機関として、合併前の旧村単位にある校区区長会がある。そこが町議・農業委員・農協役員・財産区評議員・民生委員等の選出について下相談をする。区長会は部落より上位にあり、旧村のレベルにある組織であるが、それなりに機能している点は注目される（同：28）。

「拮抗型」では、団地が独自に「団地自治会」を結成したが、その後隣接する農村部の自治会に班として吸収された。しかし、区の運営にあたり暗黙におこなうのではなく、規約をつくること、議案を文書で提出することなどが要求され、自治会を改善する事態になった。「激増型」では、農家は全体の1割にも満たなくなっている。しかし事例では、区長が総会で選挙で選ばれているが、駐在員・水利組合長・生産組合長を兼務していた。そのため、農家から区長が選ばれていた。これは、農家が土地総有観念をもっているために「農村型」の自治組織と同じ仕組みを維持できたためである。宅地化にあたって、新来住者から区への入会金を徴収し、下水・道路補償金を宅地業者から徴収したが、これは「拮抗型」のケースとは異なっている。非農家が多いため、評議会は非農家が多く、年1回開催の総会は不可能になり代議員会が決議機関に変わっている。また、子供祭りは地付の者と新来住者が一緒になって新しく始められた。

結論として、木下らは次のように述べている。都市近郊農村の集落は「それぞれ何ほどか独自の、都市化に対応して、ムラ的な共同、自治を維持しようとしている」。そのさい、「ムラ的な共同・自治を維持させようとする根本にあるものは、……集落の土地領域に関する総有的な観念ではないかと思われる」。総有的観念が「農村型の自治組織の維持・整備にむかわせた」り、「集落の土地利用計画の策定にむかわせた」とみることができる。都市的な地域へのかかわり方と農村的な地域へのかかわり方の相違を生み出しているのが、この総有的観念であることは「ほぼ断言してよい」（同：38）。

この土地に関する総有的観念は、「集落生活に対する関与の仕方や意識の中

にも反映している」。なぜなら、農家と非農家とを比べると、農家のほうが「重要な団体として部落・公民館」を挙げた割合が多く、「役職が回ってくるのは当然」「区費は当然」という意識が高いからである。「土地総有的な感覚の中にある地縁性が、農村における近隣関係を、単なる隣人という関係とは別種のものとするのみでよいだろう」（同：39-40）。かくして、都市近郊農村では住民が土地の総有的観念をもっており、農村類型にかかわらずその観念が「農村型の自治組織の維持・整備にむかわせたり」「集落の土地利用計画の策定にむかわせ」る村落機能を果たしていた。

集落の自治組織は、農村型・生産分離型（亜農村型・亜都市型）・都市型に分けた。集落の自治組織のタイプは流動的であり、農村型と都市型は連続体であり、両者のあいだを容易に移行する。農村型から都市型へのみならず、その逆の都市型から農村型へもありうる（同：37）。

木下らの研究方法は、まず類型化の指標が明確であることが指摘できる。その上で、指標を用いて集落を類型化し、併せて指標を用いて都市化の程度に応じて集落の自治組織を類型化して把握している。類型間の比較研究を踏まえた上で、集落の変化が歴史的に探究されている。このように、歴史の縦軸と空間の横軸の両方において集落の機能分析をしている点は評価できる。しかし、「総有的な観念」という考え方で類型を越えてすべてを説明しようとするのは、かつての旧態依然たる見方を脱していないと言えるだろう。土地の総有観念を重視すること以外に、個々の生産・生活組織の自律性とそれらに関する意識が実態に規定されつつも独自の自律性をもつことを考慮して理解すべきではないだろうか。

### 3 町内会と自治会の研究

次に、これまでの町内会と自治会の変容をめぐる研究を整理しておくことにする。1980年代から90年代にかけて、それまでの町内会研究の総括がなされた。中川剛（1980）、岩崎信彦ら（1989 [2013]）、倉沢進・秋元律郎編（1990）、中田実（1993）、鳥越皓之（1994）らが町内会の総括的研究を著している。彼ら

によって、町内会が有する特性が整理されたことは意義深い。

1990年前後に整理された町内会の機能について示すと、町内会は集会場の維持管理・道路の清掃・運動会・防災・募金活動・文化スポーツ活動・盆踊り・旅行など親睦、年齢集団に即した活動、行政への陳情をおこなっているとともに、くわえて行政末端組織として活動している。また、町内会の組織上の特徴について、個人ではなく世帯単位・自動的加入（半強制的加入）・活動が包括的・行政補助機能であると整理されている（倉沢 1990：4-6）。町内会研究は、これまで歴史的に近代化論、文化型論、生活集団論、住民自治論、コミュニティ論と移行してきた（鳥越 1993；菊池 2006）。

町内会論は整理されたが、町内会が日本に固有なのかという町内会文化論に関する論争は今でも解決されていない。ここで中村八朗の町内会日本文化論とそれに対して批判を展開している秋元律郎の見解を簡単に見ておくことにする。

中村八朗は、町内会文化型論に対して寄せられた、町内会は官製団体であるという批判と、町内会の機能が包括的なのは前近代的であるとする批判に対して反論している。町内会が増えたのは大正に入ってからであり、大正7年から昭和2年のあいだに町内会の数が激増している（中村 1990：74）。また、町内会の設立動機は「新陸」と「大震災」がもっとも多く自然発生的であり、町内会官製団体論は誤りであると述べている（同：78-9）。さらに、町内会の未分化な機能、言い換えれば複合的機能は、前近代的組織として古くから存在するものではなく、「最も古い場合でも明治中期から、多くは大正の後半期と思われ」とし（同：84）、「都市生活の変化に応じて単一的であった機能に他の機能を順次付加したことによる」ものであることを指摘している（同：81）。

中村の町内会文化型論を批判したのが、秋元律郎である。秋元によると明治期に東京に町内会がつけられたのは、地方自治体の業務を補助するためである。しかも、当初から町内会は任意団体として位置づけられた。つまり、地方名望家層に地域末端組織と行政との仲介・媒介する機能を担わせるのが目的であった（秋元 1990：136）。こうした「官治的な統合」は、その後も地方改良運動などにおいても明確に示されている。明治期から戦後に至るまで、部落会・

町内会を規制する規則・法律はあいついで布告されている。それらは政治的に町内会を規定し、結果的に町内会は権力支配の仕組みの中に組み込まれた。そして現在でも、町内会は行政事務委託を受けており、行政の下請け機関の機能を果たしている（同：150）。かくして、「町内会が、一見歴史的に強靱な持続性を示しえてきたのは、その点では、決して自然発生的な自治機能や文化的特性に支えられていたことによるわけではなく、むしろそこにきわめて強い行政からの政策的意図に支えられた要因が作用してきたことにある」ことを指摘している（同：131）。

中村八朗と秋元律郎の両者の立論は、容易にどちらかに軍配を上げることが許さないほど確固としている。町内会文化論に関して筆者の見解は、次の通りである。たしかに、町内会・自治会は公民館活動への参加や赤い羽根募金への協力、あるいは行政文書の配布、福祉マップ作りなど、行政の指導を地域住民自身の自主的な活動として実施するように組み込まれている。権力機関は行政政策の遂行にあたってうまく町内会・自治会を利用してきたのである。行政機関がこうした町内会・自治会の仕組みを構築し、長いあいだ維持してきた側面を無視することはできない。わが国における地域住民と行政との関係・距離を知るために、法律の制定や条例の制定、さらに指導・補助金の交付等、行政が地域社会におよぼす権力作用を具体的かつ詳細にみる必要があるのではないだろうか。その点で、従来の研究は権力作用の視点が弱かったように思われる。農村のなかで部落会ないし区会が町内会・自治会へと変化したケースを権力作用の視点に立って長期間にわたって検討することが、町内会文化論に関する意見の相違を克服する一助になるのではないかと考えている。

1960年代に都市にコミュニティの形成が叫ばれて以降、都市における町内会の形成が注目され研究が開始された。そのなかで特に注目されるのが、地域住民組織による地域自治を論じた中田実の研究である。中田は、地域住民がどのように主体形成をはかりつつ地域の共同管理をおこなうのかという点をめぐって研究した。

中田の独特な点は、部落会や町内会の基本的機能が地域資源の管理である点を強調していることにある。部落会・町内会の機能が分化されてきたこと、そ

の機能の公私の未分化について、中田は「包括的で未分化な機能が総体として……いかなる意味をもつものであるか」ということを明らかにすることが重要であることを強調している。町内会の「その客観的基盤は『共同社会的消費手段』（その基底にある土地利用を含む）の管理にある」。かくして「町内会は、『共同社会的消費手段』の管理を中核的機能とし、その管理のための組織として編成され、この管理の『共同社会的』性格と現実の消費（利用）との矛盾をはらみ、……この矛盾の解決による真の『共同社会』的管理の創出を指向している」ことを指摘している（中田 1993：19-20）。

町内会の機能が中田の言う通りであるとすれば、住民の主体性はまさしく当該地域を管理することにある。主体性の内容は、「生産物が首尾よく消費される」ように「生産物の機能を良好な状態に管理すること」である。じっさいには、住民の主体性は他のレベルの管理主体による管理と相互浸透と対立の関係にあり、下請け・肩代わりから住民参加までさまざまな多様な管理の形態がある（同：20）。ともあれ、権力による支配と自治の両面に絶えず留意して住民の主体形成をとらえる必要がある。住民による地域自治組織がどのように主体的なコミュニティを形成することができるのか、住民自治の主体的あり方は権力支配の観点から検討されなければならない。

中田の地域住民自治組織の研究は、部落会や町内会の基礎的研究を前提になされているとともに、都市におけるコミュニティ形成論も視野に入れた幅広い研究を展開している。こうした中田の研究は、高橋明善や築山秀夫らが説くところと共通している。

鳥越皓之は農村の部落会と都市の自治会を取り上げ、それぞれ歴史的視点から研究している。明治前期、明治22年から第二次世界大戦前まで、戦時下、そして現代と、歴史的に時期区分して部落会や自治会の歴史的姿を把握する研究をおこなっている。鳥越は、部落会・町内会を含めて地域自治会と総称した上で、地域自治会を機能主義の観点から機能の分化や転換を論じている。今後、日本の自治会研究の国際比較の道を開いていくことの重要性を説いている（鳥越 1994）。

鳥越の自治会研究は次の2つの点で特徴がある（鳥越 1994：63-5）。1つは、

自治会と行政とのあいだで役割分担がフリコのように移動することを明らかにしたことである。しかも、それを行政が決定権を握っていると考えている。また、それぞれの自治会活動の項目においても役割分担が見られ、「実質的役割」から「補強的役割」に変化していると言う。変化の結果、行政に「実質的役割」が移管され、現在の自治会は「補強的役割」のみを担っている状態にある。「新陸」ということが自治会の重要な活動項目になっているが、これは自治会が「補強的役割」の機能を果たすようになってきていることを表していると指摘している。また、婦人会や消防団、用水組合などが自治会から独立したのは、自治会が「補強的役割」のみを担う事態になったからであると解している。

2つめに、自治会と同じ地域にある機能集団とのあいだにはオヤコの関係があることを明らかにしたことである。「行政機関が引き受けない場合は、コである機能集団がその機能のうち実質的部分をたずさえて、オヤである地域自治会から飛び出してしまう」（同：64）。環境保全や祭りを例に挙げるならば、それを専門におこなう機能集団が結成され、自治会はその集団をうしろで後援する役割を担うにすぎない。

第二次世界大戦中は、部落会・自治会の中に農事実行組合が組み込まれるという、上記とは逆の事態が起こっている。また、機能集団が弱化する事態が出ている。その必要性がなくなれば、独自の集団として独立が難しくなり、オヤである自治会の中に戻ってくるか、消滅することになると説明している。

以上のように、行政と自治会とはフリコの関係にあること、自治会と機能集団とはオヤコの関係にあることを指摘したことは、まさしく鳥越の発見である。こうしたとらえ方それ自体、自治会がきわめて日本に独自であることを示唆している。

そのほか、鳥越が韓国の自治会にあたる班常会を調査した結論は、日本統治下において日本の町内会の仕組みが韓国にもちこまれ組織されたため、日本の町内会の5つの構成要素を満たしていることを明らかにしている。と同時に自治会の国際比較は、むしろ今後の研究に俟つとする態度を表明している<sup>2</sup>。

鳥越が調査したのは1970年代から80年代にかけてであり、1990年代以降、行政と住民とはもはやフリコの関係にはないケースもあるだろう。平成の大合併

以後、「新しい公共」という名のもとで行政と住民との協働が進められている。その点で、住民が行政に利用される構造が強化されつつあるとも言えるかもしれない。また、自治会とオヤコの関係にない地域集団も出現している。平成の大合併によって、広域の地域集団や広域のネットワークが現れている。その結果、鳥越が明らかにした自治会のフリコやオヤコの関係が現在、どのように変化しているのかを明らかにすることが必要とされている。また、他国の地域集団との比較が今後重要になることから、日本に固有の用語を用いることなしに説明することが重要である。

町内会の総合的研究として、岩崎信彦らが1989年に出版した『町内会の研究』と2013年にそれを増補して出版した『増補版 町内会の研究』がある。そのなかで上田市の町内会を研究した安井の論文（安井 2013 [1989]）は、本研究が上田市上塩尻自治会の歴史研究を計画しているため密接に関係している。そのため、ここでは安井の論文の研究成果をまとめておくことにする。

安井幸次は1985年に上田市の全自治会長に対して質問紙調査をおこない、上田市の自治会を網羅的に調査している点で、今日から見てもきわめて有意義な研究をしている。上田市の自治会組織は、156ある単位自治会、旧村を単位とした17の地区自治会連合、単位自治会の全市的組織である上田市自治会連合会の3つのレベルに分かれている。最後の上田市自治会連合会は、地区自治会連合会が提出する陳情・要望を実現するために行政当局・議会に対して働きかけをおこなうことが役割である。

安井の調査結果を概観すると、自治会長に関しては、年齢は60歳代が一番多い、職業は無職が多く、公務員を定年退職して自治会長というパターンが多くみられることが挙げられている。居住時期は「生まれて以来ずっと」という地付層が多いこと、会長の在職期間は1年未満が多く、ついで1-2年が多い。大半の自治会の任期は2年以内であるが、市街地の会長は在職期間が長く、市街地以外では2年以内であることを明らかにしている。

自治会運営に関しては、「自動的に会員となる」「入会を勧めた上で会員となる」が多く、自治会への加入は自動的であることが多いことが知られる。会長の選出方法は、「全会員の投票」という直接投票がほぼ半分で実施されているこ

と、これ以外では選考委員会や役員の推薦によるものであった。

財政に関しては、財政規模は50万円未満から2,000万円以上までばらつきがみられたが、平均すると327万円であった。自治会費は月額250円から2,500円までと大きく開きがあり、平均は825円である。行政からの交付金が事務委託料と衛生事務委託料の2種類ある。他方、予算の支出に関しては、市街地の2自治会のみ資料を入手できなかった。その資料だけで言うと、支出は「役員手当」「文化・体育費」「消防費」「募金」等が多い構成比を示している。ちなみに募金は7種類ある。募金がいくらかに関係なく自治会予算から自動的に支払われるかたちになっている。

自治会運営の悩みに関しては、「行政からの依頼業務が多い」が77%、「役員のなり手がいない」が50%、「会員の関心がうすく、活動に消極的である」が36%、「別がない」が14%等となっている。その他では、「財政規模が小さいのと思うような活動ができない」等という悩みがある。

自治会活動の中で特に重視されている全市レベルでの事柄に関しては、「街路灯の設置・管理」、「溝・河川・道路の清掃」、「広報紙配布・お知らせ回覧」、「子ども会の育成・援助」、「募金の協力」、「お祭り・盆踊り」、「防火・防犯・防災活動」、「住民生活に関する陳情」、「公民館の建設・管理」、「老人会の育成・援助」、「ゴミの不法投棄防止」、「運動会・スポーツ大会」、「各種サークル活動」、「道路の維持・改修・舗装」の順に多い。

他方、重視して取り組んでいる自治会活動としては、「溝・河川・道路の清掃」、「道路の維持・改修・舗装」、「防火・防犯・防災活動」、「お祭り・盆踊り」、「住民生活に関する陳情」、「街路灯の設置・管理」、「ゴミの不法投棄防止」、「子ども会の育成・援助」の順に多い。

以上のように調査結果をみると、上田市の自治会の一般的な特徴がよく示されている。上田市の自治会活動は、中田実のいう「地域管理の機能」に関する活動に取り組んでおり、また行政補助的活動の占める比率が高い。こうした上田市自治会の一般的特性の理解は、本研究が取り上げる上田市上塩尻自治会を相対的にとらえる上でたいへん参考になる。

#### 4 こんにちの町内会・自治会の研究

1990年代以後グローバル時代に入り、私化の肥大とグローバル化の増大にともない、個人と政府の中間領域である市民社会領域の役割が重要になってきた。自治会は日本では多くの地域にみられる市民社会領域のひとつとしてきわめて重要な組織であるとして、現在、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）論の視点（辻中ら 2009）や公共性の観点（吉原 2000；高橋 2014）から町内会・自治会を議論する必要性が説かれている。

また現在の町内会・自治会研究は、1999年から2010年までおこなわれた平成の大合併にともない合併後における地域自治の研究（佐藤編 2013）や中越地震・中越沖地震等にともない災害時や避難生活で町内会などがいかなる役割を果たすことができるのかについての研究（松井 2008, 2011）がおこなわれている。そのほか、中山間地域における限界集落の研究（山下 2012；丸山・石田編 2015）、高齢者福祉の研究（高野 2011）、都市の団地の自治会研究（鯉坂ほか 2013）等がおこなわれている。

町内会は時代の大きな変化の波に吞まれている。たとえば、築山秀夫は、平成の大合併により小規模な町村が都市に編入されたため、町内会がこれまでの古い体質を改め、時代に合わせてリストラクチャリングする必要性があることを強調している（築山 2001）。町内会は、地域に新しくつくられた高齢者や女性たちの地域集団やボランティアグループなどを取り入れて、開かれた住民組織として自治組織に再編する必要性があることを実証的に明らかにしている。とりわけ、住民がみずから自治をし、それを上部の自治体が補完するかたちの「住民主体の地域自治」を構想している（築山 2006：124）。このように、中田実らの議論を含めて多くの人が地域住民組織を地域自治から再考する必要性が説かれており、地域自治がこんにちいかに重要な現代的課題であるかが知られる（中田 2007）。

中山間地域における集落・町内会・自治会の研究は、集落が地域づくり・村おこしに取り組んできた事例が主に研究されてきた（佐藤・内田 2003, 2004；佐藤 2011, 2013；小田切 2014）。ここでは、野崎らが調査した兵庫県内の研究を

取り上げてみる（野崎ほか2002）。

野崎らは「産業開発型近郊農村」「住宅地開発型近郊農村」「中山間地型農村」の3つの類型に分け自治組織の変容を探求している。「中山間地型農村」では、離村の増加・高齢化という問題に対応するために自治会とは別に組織をつくり、それぞれ事業を展開する方式に変更された（同：51）。「住宅地開発型近郊農村」では、新来住者は農業と無関係なことからそれまで自治会費に組み込まれていた用水費がはずされ用水組合が別につくられた。墓地の使用規定も祭祀の参加条件も変更され、新来住者にも条件付きで開放された。地元層と転入層との融和が進められた背景には、阪神への通勤県内にあるため比較的地元層が残っており、彼らが両者の媒介を成したからである。「産業開発型近郊農村」はさまざまなケースに分かれるが、その中でK区のケースだけを取り上げて見ると、新来住者が多く自治会とは別に共有財産を管理する組織をつくり、財産管理の団体と地域を統括する自治会とを分け、新来住者を自治会員として受け入れ「新旧の新睦・融和」を進めた。その結果、「地域団体の重層化」「住民の多層化」という事態になった（同：57-8）。野崎らの研究は、そこから何らかの結論を出したのではなく将来の研究に対する問題提起と位置づけられる。

そのほか、全国の自治会に対して質問紙調査を実施した辻中豊らの研究が注目される（辻中ほか2009）。辻中らは「自治会は日本最大の市民社会組織」であることから、日本の市民社会を構想するうえで不可欠なものであるととらえているが、その理解には問題がある。前述したように、自治会は行政から住民へのタテの命令・指導を住民相互のヨコ関係をとおして実現する仕組みをしている。その点で、行政の権力作用の視点を欠落している点で問題がある。それはともかく、辻中らは全国の自治会を把握するにあたり「村落型」、「非都市型・新型」、「都市・旧型」、「都市・新型」の4つに類型化し、共通している点と類型ごとに独特な点とを明らかにしている。

これら4つの類型にほぼ共通してみられる点は、NPOと自治会との連携がそれほど多くないこと、清掃・美化、道路の管理、ゴミの収集と処理、祭り・慶弔の新睦はほとんどの自治会で共通している。そのほか、自治会は「地方行政において政策入力（要望）だけでなく政策出力（実施協力）、フィードバック

（モニタリング・要望）の全過程で、地域の利益実現のための関係を構築している」(同：190-91)。

自治会費は、小規模自治会のほうが高く、自治会活動の維持により大きなコストを負担している。都市部での自治会は、会長選出は役員会の推薦、役員選出は会長の指名が多い(同：191)。会長はどことも高齢者であり、都市部の大規模な自治会のほうが高齢である。自治会運営は非都市部の参加率が高く、都市部の参加率のほうが高い。自治会への加入率と社会関係資本は非都市部の小規模なほど高い。

一方、他団体との連携は都市部の大規模な自治会ほど高い。防犯協会、警察署、消防署、自治会連合会、他の自治会間の広域連携、介護・福祉団体、スポーツクラブ、趣味のサークル、まちづくり団体など多様な団体との連携がおこなわれている。「地域における問題対処活動は都市部で大規模な自治会で積極的に行われている」(同：192)。他方、自治会と行政との関係は地域や規模による違いはない。

住民間の社会関係資本が強いのは「村落型」である。それに対して、「都市型」では大規模な自治会ほど他の地域団体との連携が多い。こうした相違は、自治会内外のネットワークが自治会類型間で異なっていることに由来する。ローカル・ガバナンスにおいて2つのネットワークがあることが分かる。ひとつは、自治会活動、サービス提供、行政との関係を結ぶにあたり、都市部の大規模な自治会の他団体と連携をとる仕組みであり、もうひとつは、非都市部の小規模な自治会の社会関係資本が強い仕組みである。類型間の比較からこうした新しい知見が分かったことは意義がある。

こうした発見は、後述する石田の発見と比較すると、さらに質的調査を実施した上で検討する必要があることが分かる。具体的な事例を通して、これら「都市型」「村落型」の自治会と団体との連携の仕組みを探求する必要があるのではないだろうか。そこから、再び新たな発見が得られる可能性がある。

そのほか、多摩市の郊外において人びとのつながりの強弱を調べた石田光規の研究がある(石田 2015)。地区の類型化は、一括に開発されたか(一括開発地区)、漸次的に開発されたか(既存地区)によってなされている。後者はさら

に、「漸次的開発地区」と「混住地区」の2つの地区に類型化される。「混住地区」は開発が徐々であったため旧住民の慣習が残っている。これらの地区類型ごとにつながりが成功しているかどうか点検した結果、一括開発地区では自立した市民が「民主的な合意」を重んじ「ヘゲモニー争い」を起し、まとまるのがたいへんであり地域の交流が希薄である。従来コミュニティの形成を唱えてきた総務省がいう「自立した個人の主体的参加と民主的合意を強く意識した」「理想の地域社会」ではコミュニティをつくれなことが分かる（同:153）。それに対して、既存地区とくに混住地区では「共同性の再編およびつながりの再構築が実践されている」ことが明らかになった（同:154）。「共同性およびつながりを残していたのは、政策立案ときに負の遺産と見なされていた『農村共同体の残滓』を引き継いだ地区のみであった」（同:156）。この「事実」は、従来主張された自立した市民による地域社会の形成という理想像に対して疑問を突き付けた点で貴重な発見である。

そうした質的調査の結果に対して量的調査をしてみると、既存地区の両地区とも近所づきあいが少ないという結果が出た（同:203）。石田は、質的調査と量的調査の両方を実施した成果として、既存地区の矛盾を「発見」している。こうした調査結果の相違は、既存地区では住民が旧住民・分譲・マンションごとに分かれて居住しているためである。つまり、旧住民の居住地では近所つながりは強いが、ほかの地区では近所つきあいが無いということである。

こうした結果は、地区の範囲をどこに設定して調査するかによって結果は異なること、また自治会の規模には適度な規模があることを示唆していると思われる。くわえて、このことは旧住民が旧慣を守りつつ新来住者と混住している地区こそがコミュニティをつくれる可能性があるということを示唆している。

## 5 小括

以上、都市化による部落会・町内会・自治会の主要な変容研究を眺めてきた。最後に、本稿で概観してきたそれらの変容研究を整理して、こんにちの自治会研究の課題を考えることにする。

川本彰は土地や用水、山林等の生産面で共有・総有を有するムラと行政による住民支配の枠組みである部落・部落会とを区別している。川本の研究は、ムラと部落会を区別して把握した点に意義がある。しかし現在は、都市化がかなり進み、また地域によってムラの在り方が異なっている。そのため、ムラの機能が衰退し、部落会がムラの機能の一部を代替する事態が現れた。その結果、ムラや部落会の機能の分化・代替に留意した分析枠組みを設定することは意義あることである。

林稲苗らは山林や用水の組織が解体したにもかかわらず、生活面で部落会が「自治組織」を形成していることを強調している。また、木下・山本・佐々木は都市化が進んだにもかかわらず土地の総有的観念が維持され、その観念に支えられて「ムラ的な共同」「自治組織」が維持されていると総括している。

現在においても、人によってムラ・むら・部落・村落・集落の理解がばらばらであり、なかにはこれらを同一の意味で理解している人もいる。しかし、地域による事情の相違を踏まえると、こうした用語の錯綜状態を解消することはかなり困難である。とはいえ、土地・用水・山林をめぐる農家の共有・総有とそれらの意識、つまりムラと部落の相違を踏まえた上で、機能分化した生活組織の個々の自律性を考慮する枠組みを採用する必要がある。また、従来から指摘されてきているように、自治会の行政末端組織と自治組織の側面を区別して把握することも重要である。くわえて、部落会・自治会の一部の機能が衰退し、あるいは一部の機能を外部に輩出して組織化していることを考慮すると、機能別に村落内の組織を問題にする視点が必要である。本稿で取り上げた林や高橋、中田・鳥越らほとんどの人が部落会や町内会の歴史的変化を機能分化の視点から説明しているが、この視点は部落会・町内会・自治会の変化を長期的な歴史の中でとらえる上できわめて重要である。その点において、ニクラス・ルーマンが機能分化を近代化のメルクマールとして説明していることは注目に値する<sup>3</sup>。

また、高橋明善が強調している、多様化が進んだ地域における地域住民組織による自治、行政の公と住民による共との協働による公共性の創出に注目することは枢要である。別言すれば、こうした住民による主体的な地域づくりに注

目する研究は、行政による権力作用に留意しつつ住民がどのような方法で公共性をつくるのかを検討する視点をもつことが肝要であると言えるだろう。

鳥越皓之は、自治会の事例の歴史研究をしてきた。機能主義の観点から長期的な歴史の中で部落会・自治会の変容を説明する視点は、本研究と共通する。もっとも、鳥越は異なるフィールドで調査研究をしているのに対して、筆者の研究は同一の地域住民組織を対象にして長期にわたる変容を明らかにすることを課題としている点で相違している。鳥越の研究は自治体と自治会とがフリコの関係にあること、自治会と地域団体がオヤコ関係をなしていることを明らかにしている点でユニークである。しかし、こうした日本的な説明は日本に特有であることを強調するメリットもあるが、同時にしばしば他の地域との比較を困難とするデメリットも有する。

石田光規は、「混住地区」では旧住民が旧慣を守りつつ秩序を維持しつつ新来住者を受け入れており、自立した市民が居住する地区よりも新旧の住民が混在している「混住地区」こそ注目する必要があると述べている。この発見は本研究にとって重要である。旧住民が古い慣習を漸次的に修正し新来住者を受け入れている「混住地区」に人びとのつながりがあるとすれば、どのような場合にどのようなつながりがつくられているのか、またどのような場合にはつながりがつくられていないのかといった、つながりの種類とその形成可能性の条件という課題の検討へとわれわれは導かれる。

部落会・町内会・自治会の変容研究を見ると類型研究が支配的である。類型論はたしかに王道ではあるが、多くの人の類型は調査対象地のみを考慮して設定されており、他の地域へ適応しようとするとなちまち支障が出る。今後は、類型化の指標それ自体を問う必要があるだろう。さらに、農村と都市の町内会・自治会の研究においては、両者の起源が異なるか否かについて結論が未だ得られていないという問題がある（倉沢 1990：16-7）。これらについては、それぞれ農村社会学と都市社会学別々の領域で議論され、両者が相互に関連づけられて論じられることが少なかった。現在に至っても、農村の部落会と都市の町内会・自治会の説明が乖離した状態にあるため、両者を結びつけて議論する必要があるだろう。

こうした整理を踏まえた上で、こんにちにおける自治会研究の課題として、農村の部落会・区会が自治会へと変化した混住地域において、旧住民がどのような点で新来住者を受け入れ、どのような点で受け入れていないのかを長期的な時間軸において検討する必要があることが挙げられる。それは併せて、農村と都市における地域組織研究の乖離を埋めることにもつながる。とりわけ、権力作用の観点から行政と住民のあいだの相互作用を問題にする視点が重要である。こうした研究を通して、町内会文化論争や公共性の構築論に対して歴史的視点から新たな知見をもたらすことができるのではないだろうか。

## 注

- 1 こうした集落概念の理解について高橋明善氏からご教示を得た。なお、筆者の調査では、行政が部落に代わる用語として集落を用いていることが分かった。
- 2 著者は、タイ農村において村人がみずから統治するために政府によって1979年に村落委員会が作られたこと、およびそれが必ずしも村落の形成につながっていないことを明らかにしている（佐藤 2009）。
- 3 倉田和四生は町内会をパーソンズの社会システム論ないし構造機能主義から説明しているため、ルーマンのような機能主義を踏まえて論じているわけではない（倉田 1990）。地域住民組織の変容をとらえる際、ルーマンの等価機能主義という考え方が今後参考になると考えている。

## 文献

- 鯉坂学・上野淳子・堤圭史郎・丸山真央, 2013, 「『都心回帰』時代の大都市都心地区におけるコミュニティとマンション住民—札幌市, 福岡市, 名古屋市の比較(上)(下)」『評論・社会科学』同志社大学社会学会, 105号1-78頁, 106号1-69頁。
- 秋元律郎, 1990, 「中間集団としての町内会」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房, 129-57頁。
- 林稲苗編著, 1967, 「『むら』の解体と再編成—地域開発にともなう社会変動の研究」有信堂。

- 堀越久甫, 1979, 『村の中で村を考える』NHKブックス。
- 石田光規, 2015, 『つながりづくりの隘路—地域社会は再生するのか』勁草書房。
- 岩崎信彦・鯉坂学・上田唯一・高木正朗・広原盛明・吉原直樹編, 1989, 『町内会の研究』御茶の水書房。
- 川本彰, 1970, 「万雑（ムラ費）収支より見たムラの本質と変貌の過程」『社会学評論』83号, 75-92頁。
- 川本彰, 1986, 「ムラと土地」『年報 村落社会研究』22集, 御茶の水書房, 99-132頁。
- きだみのる, 1967, 『にっぽん部落』岩波書店。
- 菊池美代志, 2006, 「戦後町内会の機能と構造の変化」『ヘスティアとクリオ』No. 2, 26-33頁。
- 木下謙治・山本陽三・佐々木衛, 1978, 「都市近郊農村における集落の機能—農業と集落の主體的再編成をめぐって」『年報 村落社会研究』14集, 御茶の水書房, 3-40頁。
- 倉沢進, 1990, 「町内会と日本の地域社会」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房, 2-26頁。
- 倉田和四生, 1990, 「社会システムとしての町内会」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房, 160-90頁。
- 松井克浩, 2008, 「防災コミュニティと町内会—中越地震・中越沖地震の経験から—」吉原直樹編『防災の社会学—防災コミュニティの社会設計にむけて』東信堂, 59-86頁。
- 松井克浩, 2011, 『震災・復興の社会学—2つの「中越」から「東日本」へ—』リベルタ出版。
- 丸山真央・石田光規編, 2015, 『「限界」化する山村の現状と対策に関する社会学・社会福祉学的研究—静岡県旧佐久間町を事例として—』滋賀県立大学人間文化学部丸山真央研究室。
- 中川剛, 1980, 『町内会—日本人の自治感覚』中央公論社。
- 中村八朗, 1990, 「文化型としての町内会」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房, 62-108頁。
- 中野卓, 1966, 『「むら」の解体（共通課題）の論点をめぐって II』『年報 村落社会研究』2集, 御茶の水書房, 255-82頁。
- 中野卓, 1977, 「都市・村落の構造連関」『伝統と現代 共同体論』43号, 伝統と現代社, 66-73頁。

- 中田実, 1993, 『地域共同管理の社会学』東信堂。
- 中田実, 2007, 『地域分権時代の町内会・自治会』自治体研究社。
- 野崎敏郎・福田恵・鯉坂学・池田大臣, 2002, 「兵庫県農村の変動と自治組織の変容—過疎化・混住化・郊外化—」『村研ジャーナル』17号, 農文協, 48-59頁。
- 小田切徳美, 2014, 『農山村は消滅しない』岩波書店。
- 佐藤康行・内田健, 2003, 「山村における地域生活と家の変容」『新潟大学 人文科学研究』111輯, 1-36頁。
- 佐藤康行・内田健, 2004, 「山村における『家』の変容と『近親ネットワーク』」佐藤康行・清水浩昭・木佐木哲朗編『変貌する東アジアの家族』早稲田大学出版会, 145-74頁。
- 佐藤康行, 2009, 『タイ農村における村落形成と生活協同』めこん。
- 佐藤康行, 2011, 「縮小する地方社会における地域再生—持続可能な生計アプローチから見た佐渡—」『社会学年報』Vol. 40, 7-17頁。
- 佐藤康行編, 2013, 日本村落研究学会企画『年報 村落社会研究 検証・平成の大合併と農山村』農文協。
- 庄司俊作, 2012, 『日本の村落と主体形成—協同と自治』日本経済評論社。
- 村落社会研究会編, 1956, 『年報 Ⅲ 村落共同体の構造分析』時潮社。
- 田原音和, 1971, 「村落社会研究の課題と方法 Ⅱ」『年報 村落社会研究』7集, 御茶の水書房, 186-214頁。
- 高橋明善, 1961, 「村落部の社会構造」佐藤智雄編『地方都市—糸魚川市の実態』東京大学出版会, 283-343頁。
- 高橋明善, 1974, 「部落財政と部落結合」『年報 村落社会研究』10集, 御茶の水書房, 175-250頁。
- 高橋明善・築山秀夫・渥美剛, 1995, 「過疎化・都市化による農村部落の解体と再編」『東京農工大学 一般教育部紀要』31巻, 37-71頁。
- 高橋明善, 2014, 「村落の公共性と村落研究史」庄司俊作編『年報 村落社会研究 市町村合併と村の再編』50集, 農文協, 198-246頁。
- 高野和良, 2011, 「過疎高齢社会における地域集団の現状と課題」『福祉社会学研究』8, 12-24頁。
- 鳥越皓之, 1994, 『地域自治会の研究—部落会・町内会・自治会の展開過程』ミネルヴァ書房。
- 辻中豊・ロバート・ペッカネン・山本英弘, 2009, 『現代日本の自治会・町内会』木鐸社。

- 築山秀夫, 2001, 「町内会のリストラクチャリング」『地域社会学会年報』第13集, 147-68頁。
- 築山秀夫, 2006, 「地方制度改革と住民主体の地域自治」吉岡雅光編著『現代社会学のアジェンダ』学文社, 116-32頁。
- 内山政照・堀越久甫・守田志郎, 1970, 『農村文化運動 「村」を考える』40, 農文協。
- 山下裕介, 2012, 『限界集落の真実』筑摩書店。
- 安井幸次, 2013〔1989〕, 「整備された全市の町内会体制—長野県上田市の事例」岩崎信彦ほか編『増補版 町内会の研究』御茶の水書房, 195-215頁。
- 余田博通, 1961, 『農業村落社会の論理構造』弘文堂。
- 余田博通, 1983, 「農業村落社会の論理構造」『関西学院大学 社会学部紀要』第47号, 67-81頁。
- 吉原直樹, 2000, 「地域住民組織における共同性と公共性—町内会を中心として」『社会学評論』Vol. 50, No. 4, 572-85頁。